

短期入所日数が長期化する理由書

年 月 日

鳥栖地区広域市町村圏組合  
管理者

様

事業所名称  
連絡先  
代表者氏名  
(担当介護支援専門員の氏名 )

下記理由により、短期入所の利用が長期化するもので、居宅サービス計画書（第1表～第4表）を添えて届出します。

被 保 険 者	氏 名	( 歳)			被保険者番号	0	9	0						
	住 所								性 別	男・女				
	認定期間	年 月 日～			年 月 日			要介護度						
家 族 構 成		氏 名	年齢	本人との続柄	生活の状況（心身の状況・介護の状況等）									
本人の状況														
長期化する理由	(長期化が予想される期間： 年 月 ～ 年 月まで)													
今後の方針														

※欄内で納まらない場合は、別紙（任意用紙）を添付してください。

## 短期入所サービスの利用について

短期入所生活（療養）介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）は、要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのものです。

### ●月を通して短期入所サービスを利用（利用が長期化）する場合

居宅介護支援基準省令第13条第14号の規定において、モニタリングは、「特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること」とされており、それが適切に行われなかった場合は運営基準減算の対象となります。

しかし、月を通して短期入所サービスを利用（長期化）するケースにおいて、利用者の居宅を訪問し利用者に面接することが困難な場合が想定されます。

そこで、次の場合に限り、居宅介護支援基準省令第13条第14号に規定する「特段の事情」があるものとみなします。

- ①「短期入所日数が長期化する理由書」の提出があり、短期入所日数が長期化する正当な理由があること。
- ②（利用者の事情により月を通して居宅へ帰ることが出来ない等）居宅において面接することが困難である正当な理由があること。
- ③短期入所サービス事業所において利用者を面接し、適切にモニタリングを実施していること。

※正当な理由としては以下のような事例が考えられます。

- ・主介護者が長期間入院する場合でその入院期間中に短期入所サービスを利用する場合
- ・居宅で過ごしていた利用者の状態が変わったため施設入所を検討し、複数の施設を申し込んだうえで、施設入所までの数か月間、短期入所サービスを利用する場合

※正当でない理由としては以下のような事例が考えられます。

- ・病院等を退院（退所）する場合で、次に移る施設の入所を待つために居宅に戻ることなく短期入所サービスを利用する場合
- ・短期入所サービスの利用者が施設入所を検討する場合で、その利用施設に馴染みがある等の理由で複数の入所施設の申し込みをせず、施設入所まで引き続き短期入所サービスを利用する場合

※長期化する理由書を提出している場合においても、利用者の状態や家族の介護状況等が変わったことにより居宅サービス計画を変更し、一月のうち一日でも利用者が居宅に帰るような状況になった場合には、基準通り利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することが必要になりますので、ご注意ください。

「短期入所日数が長期化する理由書」提出の時期

居宅サービス計画作成時に、短期入所サービスの利用が長期化すると判断される場合は、「短期入所日数が長期化する理由書」を提出してください。なお、居宅サービス計画を変更（軽微な変更を含む）した場合で、引き続き短期入所サービスの利用が長期化する場合も再度提出してください。

※短期入所サービスの利用日数が有効期間のおおむね半数超えない場合でも、月を通して短期入所サービスを利用する場合は「短期入所日数が長期化する理由書」を提出してください。

※月を通して短期入所サービスを利用することで、短期入所サービスの利用日数が有効期間のおおむね半数を超えると判断される場合は、「短期入所日数が長期化する理由書」と「短期入所日数が要介護認定有効期間のおおむね半数を超える理由書」を提出してください。